

制度再構築後の業務量について

1. 建築物環境計画書の件数増に伴う業務量の増加

- ・ 2,000～5,000 m²の建物：「エネルギーの使用の合理化」部分のみ提出義務
→ 義務対象拡大に伴う業務量の増加

2. 業務量抑制のための対策

(1) 環境計画書の項目整理による対策

- ・ 建築物環境計画書（取組評価書）の項目は、CASBEE の評価項目との整合を図る
→ 現行の環境計画書の一部の記載項目を統合、整理
- ・ 5,000 m²超の建物 → 項目の整理に伴う計画書作成負担の軽減（建築主）
" 記載内容確認業務量の抑制（都）

(2) 記載方法による対策

- ・ CASBEE の評価項目の活用等により、自由記述式から選択形式に変更する。（自由記述式の項目を極力なくす）
→ 記載内容に応じた評価段階の確認に要する時間の短縮（都）

(3) 根拠書類の確認における対策

- ・ 他部署に提出した書類を最大限に活用する
→ 根拠書類作成の作業量を抑制（建築主）
取組評価書への転記ミスの有無等、最小限の確認による処理（都）

(4) CASBEE による提出時における対策

- ・ CASBEE 建築評価員（有資格者）により、評価結果が適正であることを確認した上で提出させることを検討
→ 評価項目に対する根拠書類の有無等、最小限の確認による処理（都）

表：環境計画書において記載する環境配慮措置の内容（延床面積別）

環境配慮措置		延床面積[m ²]					
		5,000超		2,000～5,000		2,000未満	
		現行	再構築後	現行	再構築後	現行	再構築後
エネルギーの 使用の合理化	断熱性	○	○	△	○	—	△
	省エネルギー	○	○	△	○	—	△
	再エネルギー導入	○	○	△	○	—	△
資源の適正利用		○	○	△	△	—	—
自然環境の保全		○	○	△	△	—	—
ヒートアイランド現象の緩和		○	○	△	△	—	—

○：義務対象 △：任意対象 —：対象外